

「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」策定指針

1 指針策定の趣旨

学校の規模適正化により、厚木市立小・中学校における教育の公平性の確保や教育水準の維持向上を図るため、「厚木市立小・中学校の通学区域再編成及び学校規模に関する基本方針」（以下「現方針」という。）を改正し、新たに「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」（以下「新方針」という。）を策定するに当たり、基本的な指針を定めるものです。

2 新方針策定の背景

(1) 本市における児童・生徒数の推移等

本市における児童・生徒数は昭和 60 年度まで増加が続いていましたが、それ以降、児童・生徒数は減少傾向にあります。

「令和元年度児童・生徒数将来推計（対象年度：令和 2 年度～10 年度）」では、今後も引き続き、児童・生徒数の減少が見込まれています。

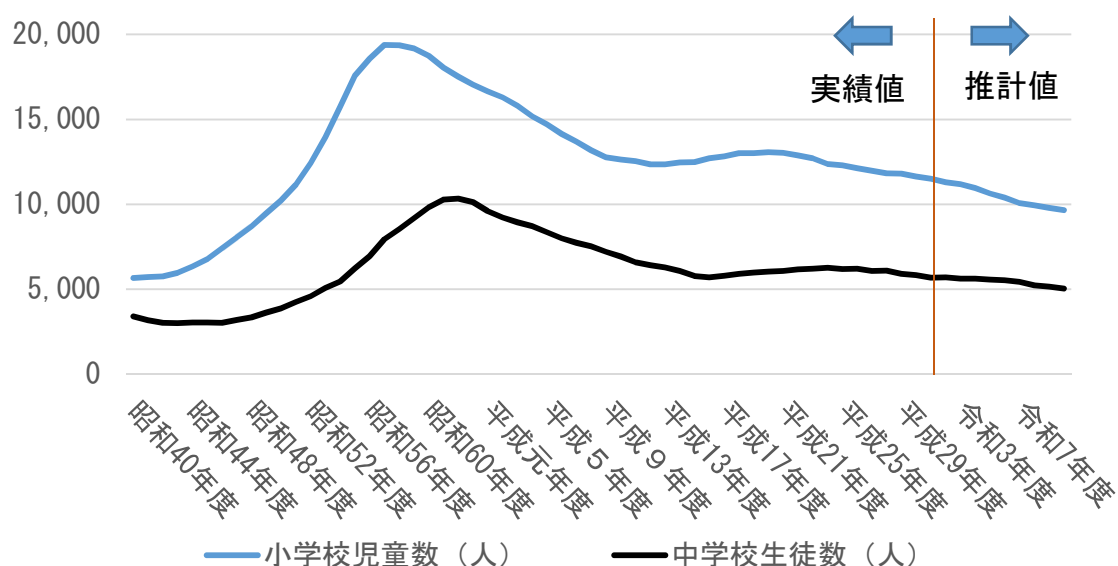
また、児童・生徒数の減少に伴い、令和10年度には小学校23校中 8 校、中学校13校中10校が小規模校※¹となることが想定されるなど、今後、小規模校が増加することが考えられます。

一方、厚木第二小学校及び南毛利小学校においては、令和10年度時点でも大規模校※²の状態が継続していることが想定されます。

※ 1 小規模校…厚木市では、学級数が 6 学級～11学級の小学校、3 学級～11学級の中学校を小規模校と定義

※ 2 大規模校…厚木市では、25学級以上の小・中学校を大規模校と定義

【児童・生徒数の推移】



年度	児童数	生徒数
昭和 40 年度	5,653 人	3,396 人
昭和 60 年度	18,750 人	9,818 人
令和元年度 [A]	11,496 人	5,673 人
令和 10 年度（推計）[B]	9,649 人	5,040 人

（令和元年度と 10 年度（推計）との比較）

比較 [B-A]	△1,847 人	△633 人
----------	----------	--------

【小規模・大規模校の変化】

規模区分	学校区分	令和元年度	令和 10 年度（推計）
小規模校	小学校	4 校	8 校
	中学校	6 校	10 校
大規模校	小学校	4 校	2 校
	中学校	0 校	0 校

(2) 学校規模の偏りによる課題

学校規模の在り方については、文部科学省が平成 27 年に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において「児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましい」としています。

学校規模が偏ることにより次のような課題が考えられます。

小規模校	ア 多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい イ 子供たちの人間関係や相互の評価などが固定しやすい ウ 部活動等の設置が制限され、選択の幅が狭まりやすい
大規模校	ア 全教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい イ 学校行事や部活動等において、児童・生徒一人一人の個別の活動機会を設定しにくい ウ 特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある

(3) 学校の適正規模・適正配置に係るこれまでの取組

学校規模の偏りによる課題を解消するため、本市では、主に児童・生徒数の増加を踏まえ、学校の分離新設や通学区域の再編成などに取り組んでまいりました。

また、近年においては、一部地域におけるマンション建設等に伴う児童・生徒数の増加や、市全体における児童・生徒数の減少を踏まえ、平成27年度に現方針を策定し、「通学区域の一部区域における学校選択制度」や「小規模特認校制度」などの方策を実施し、学校の規模適正化に取り組んでいるところです。

(4) 学校施設の現状

令和2年現在、小・中学校36校のうち11校（小学校7校、中学校4校）が築50年を経過するなど、施設の老朽化が進んでいることから、施設の劣化状況を考慮し、順次施設の更新を行っていく必要があります。

3 新方針策定の理由

現方針では小規模校は「おおむね10年間（平成27年度～令和6年度）」は「学校の統廃合は、地域活動等に様々な影響を及ぼすことから原則として行わない」と定めていますが、令和6年度以降も引き続き児童・生徒数の減少が見込まれることや、今後、学校施設の更新が集中することを踏まえ、学校の適正規模・適正配置について改めて検討し、統廃合を含め、学校規模の適正化の考え方や方向性を定めるため、新方針を策定するものです。

4 新方針の対象

厚木市立小・中学校 36校（小学校23校、中学校13校）

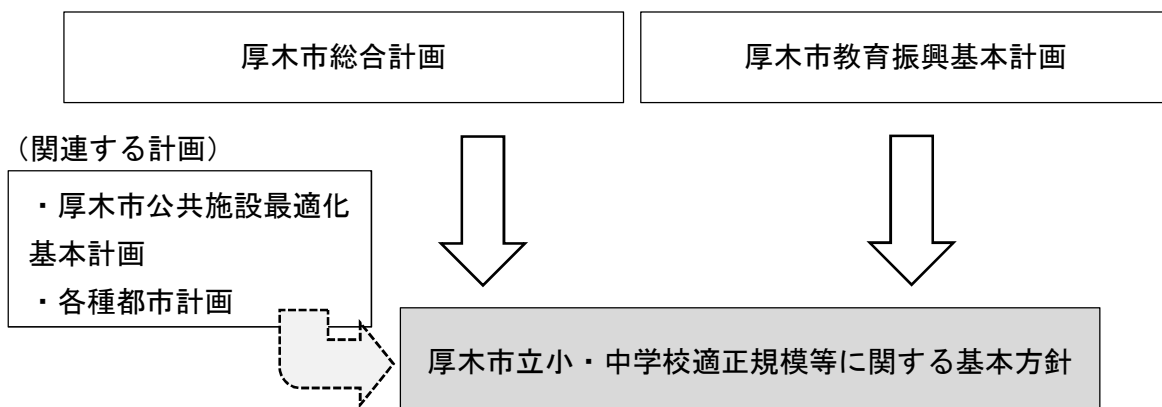
5 新方針策定についての基本的な考え方

新方針策定に当たっては、次の事項を基本的な考え方として取り組みます。

(1) 総合計画及び教育振興基本計画に基づいた方針づくり

新方針の策定に当たっては、市の最上位計画である総合計画及び市における教育振興のための施策に関する基本的な計画である教育振興基本計画に基づき、市の教育行政の方向性に即した方針とします。

【新方針策定に係る各計画との関係】



(2) 市民協働による方針づくり

学校の適正規模・適正配置の取組に当たっては、児童・生徒及びその保護者、地域の住民や関係団体、学校関係者など多数の皆様が関係することから、方針の策定過程において、多様な市民参加の機会を設け、市民協働による方針づくりを行います。

6 新方針策定に当たって配慮すべき視点

新方針策定に当たっては、次の視点に配慮して策定を進めます。

(1) 児童・生徒最優先の視点

新方針策定に当たっては、現在の学級数や児童・生徒数における教育上の課題について様々な観点から分析し、本市の教育行政で定める目的や目標を実現し、児童・生徒の教育環境を更に充実させることを最優先に考えて検討を行うものとします。

(2) 地域コミュニティとの関わりについての視点

市立小・中学校は、学校関係者だけでなく、自治会や青少年健全育成団体など、様々な地域コミュニティ団体等に支えられながら運営をしていることから、地域コミュニティにおける様々な活動との関係性を踏まえ検討を行うものとします。

また、学校施設は児童・生徒の教育のための施設であるとともに、防災や地域交流の場など多様な機能を兼ね備えた地域の拠点施設としての性格も有していることから、それらの役割を踏まえ検討を行うものとします。

(3) まちづくりの視点

学校施設は、地域防災を始めとした地域コミュニティ機能の維持に大きな影響を及ぼすことから、本市のまちづくり施策を踏まえ、総合的に考慮する必要があります。

については、立地適正化を含めた都市計画や各地域の個性や特性に留意しながら検討を行うこととします。

(4) 公共施設の最適化の視点

今後、学校施設を含め、公共施設の老朽化等に伴う修繕、更新が集中することが見込まれています。

学校の適正規模・適正配置の検討の際には、「厚木市公共施設最適化基本計画」で定める適正規模での学校の建て替えや、他の公共施設との複合化などの基本的な方針を踏まえ、公共施設最適化の視点をもって検討を行うものとします。

7 新方針策定に係る検討内容

(1) 学校の適正規模について

ア 学校規模が偏ることによる児童・生徒の学習環境及び学校運営上の課題の精査

イ 本市の地域性を踏まえた学校の適正規模（学級数等）や適正配置（通学距離・時間等）に係る基準の設定

(2) 学校の適正規模・適正配置の方策について

ア これまでの学校の適正規模・適正配置の方策の成果や課題の精査

イ これからの学校の適正規模・適正配置の方策（学校統廃合、通学区域の再編、学校施設の整備・更新等）の整理

ウ 学校の適正規模・適正配置の方策の実施に当たり配慮すべき事項（地域コミュニティとの関係、地域の拠点施設としての役割、公共施設の最適化等）の整理

エ 学校の適正規模・適正配置の方策実施基準の設定

オ 学校の適正規模・適正配置の方策の実施手法（児童・生徒保護者や学校関係者、地域の皆様との合意形成の図り方等）の整理

8 検討体制

(1) 厚木市立小中学校適正規模等検討委員会（附属機関）

公募による市民、関係団体の代表、学識経験者、市立小・中学校長で構成し、市立小・中学校の適正規模等について調査審議します。

(2) 庁内検討組織

ア 厚木市立小・中学校適正規模等検討推進委員会

教育委員会及び市長部局の関係課等長により構成し、小・中学校適正規模等について必要な事項の検討を行います。

イ 厚木市立小・中学校適正規模等検討推進プロジェクトチーム

教育委員会及び市長部局の係長職を中心とした職員により構成し、方針の策定に係る調査及び研究を行います。

9 策定スケジュール

策定のスケジュールについては次のとおりとします。

日程	取組内容
令和2年7月	小中学校適正規模等検討委員会への諮問
〃 8月	アンケート調査等の実施
令和3年1月	小中学校適正規模等検討委員会からの答申
〃 2月	新方針（素案）策定
〃 3月	意見交換会の開催
〃 4月	新方針（案）の策定
〃 5月	パブリックコメントの実施
〃 7月	新方針の策定

10 策定後の取組について

新方針で定める「学校の適正規模・適正配置の方策実施基準」に該当する学校について、関係する地域や学校ごとに「（仮称）学校適正規模・適正配置推進計画」を策定し、適正規模・適正配置に係る取組を進めます。

推進計画策定に当たっては、関係する学校の保護者や関係者、地域の皆様に構成する策定委員会を設置し、計画内容について協議いただく予定です。

【新方針策定後のスケジュール（案）】

